

長岡市結婚新生活支援補助金(募集要領)

長岡市では、結婚に伴う新生活を支援するため、新婚世帯を対象に住宅取得や賃借、リフォーム、引越費用を補助します。申請する場合は、この募集要領をよくお読みいただき、申請に必要な書類を添えて窓口を持参してください。

【1. 対象者】

令和8年1月1日から令和9年2月28日までの間に婚姻した新婚世帯で、下記の要件をすべて満たす世帯

【2. 補助の要件】

要 件	必要書類 (詳細は3～4ページ)
<input type="checkbox"/> 令和8年1月1日から令和9年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理されていること	・婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)の写し
<input type="checkbox"/> 夫婦ともに長岡市に住民登録し、申請する住宅で同居していること	・夫婦の住民票の写し
<input type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること	
<input type="checkbox"/> 夫婦の令和7年分の合計所得金額が500万円未満であること ※夫婦の双方または一方が貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の合計所得から令和7年分の年間返済額を控除することができます。	・夫婦の所得証明書 ・奨学金の返済額が確認できる書類(ある場合のみ)
<input type="checkbox"/> 補助金の交付を受けた日から2年以上継続して長岡市に居住する意思があること	・同意書兼誓約書 (様式第2号)
<input type="checkbox"/> 夫婦の双方または一方が過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと	
<input type="checkbox"/> 夫婦ともに暴力団員ではなく、暴力団員との関係を有していないこと	
<input type="checkbox"/> 夫婦ともに市税を滞納していないこと	・夫婦の「市税の未納がない」証明
<input type="checkbox"/> 夫婦ともに下記の講座等のいずれかを受講等すること ① ライフデザインマップの作成 ② プレコンセプションケアに関する動画の視聴 ③ 医療機関への妊娠・出産の相談 ④ 共家事・子育て講座に関する動画の視聴	6ページに詳細を記載

以下のQRコードから補助金の対象となるかチェックできます。



【3. 対象経費】

婚姻に伴い、令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に支出した以下の経費

対象経費		必要書類
□住居費 (賃貸の場合)	結婚に伴い賃借した住宅の賃料(最大3か月分)、共益費(最大3か月分)、敷金、礼金、仲介手数料 ※夫婦の一方が婚姻前に契約して入居していた住宅に他方が入居した場合は、同居開始後(住民票における夫婦の住所が同一になった日以降)に支払った費用が対象となります。 ※駐車場代、鍵交換代、クリーニング代、保険料などの費用は対象外です。 ※勤め先等から住宅手当をもらっている場合は、対象経費から控除します。	〈交付申請時〉 ・住宅の賃貸借契約書 ・住宅手当支給証明書 (様式第3号)
		〈実績報告時〉 ・賃料等領収書の写し
□住居費 (購入の場合)	結婚に伴い取得した住宅の購入費(新築・中古)、工事請負費(新築のみ) ※みらいエコ住宅 2026 事業など、国の他の補助制度との併用はできません。	〈交付申請時〉 ・住宅の売買契約書または 工事請負契約書の写し
		〈実績報告時〉 ・領収書の写し
□住宅のリフォーム費用	結婚に伴う住宅のリフォーム(修繕、増築、改築、設備更新等)にかかる費用 ※倉庫、車庫など工事費用や、駐車場、フェンスなどの外構工事費用は対象外です。 ※婚姻日前に婚姻を機として住宅のリフォームを実施した場合にあっては、その費用を対象とできる場合があります。	〈交付申請時〉 ・住宅の工事請負契約書
		〈実績報告時〉 ・領収書の写し
□引越費用	結婚に伴い取得または賃借した住宅や、夫婦の一方が居住していた住宅への引越費用のうち、引越業者や運送業者に支払った作業費や運送費(夫婦各々が1回まで) ※レンタカー等を借りて自身で引越しを行った場合の費用や不用品の処分費などは対象外です。	〈交付申請時〉 ・引越費用に係る見積書
		〈実績報告時〉 ・領収書の写し

【4. 補助金の額】

- ① 夫婦ともに婚姻日における年齢が 29歳以下の夫婦
1世帯あたり60万円を上限に、実際に支払った経費を補助します。
- ② 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下で、①以外の夫婦
1世帯あたり30万円を上限に、実際に支払った経費を補助します。

※住宅費と引越費用は併せて申請することができますが、その場合も上記の上限額です。
 ※算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
 ※賃貸に係る費用に対して勤務先から住宅手当などの支給があった場合はその額を対象経費から控除します。
 住宅手当の支給がない場合も、確認のために住宅手当支給証明書の提出が必要です。

【5. 申請期間】

令和8年7月1日(水曜日)から令和9年3月1日(月曜日)まで
 ※本市の予算上限に達した時点で受付を終了する場合があります。

【6. 申請方法】

申請は、アオーレ長岡東棟1階の総合窓口にご持参ください。

事前に電話のうえ、来庁時間(平日9時から16時まで)の予約をお願いします。

(予約先:政策企画課 定住促進室 電話:0258-39-6300) ※郵送での提出はできません。

〈申請から補助金交付(振込)までの流れ〉

申請者

長岡市政策企画課定住促進室

交付申請(令和8年7月1日から申請受付開始)

補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、アオーレ長岡東棟1階の総合窓口にご持参ください。

※申請条件に当てはまるか事前に相談いただくとスムーズです。

※窓口での事前相談を希望される場合、電話で来庁予約をしてください。

※この時点で経費の支払いが終了している必要はありません。予算に限りがあるため、早めに申請してください。



申請書類を審査します。審査の中で書類等に不備が判明した場合は、再提出や追加提出をお願いすることがあります。その場合は個別に連絡します。

審査終了後に補助金の交付決定通知書を発行します。(概ね2週間程度でご自宅に郵送します。)

対象経費の支払い

※令和8年4月1日から令和9年2月28日までに支払った経費が対象です。

実績報告(令和9年3月1日までに報告)

補助対象経費の支払いが全て終わったら、補助金実績報告書兼請求書(様式第8号)に添付書類を添えて、アオーレ長岡東棟1階の総合窓口にご持参ください。

※2月28日までに補助対象経費の全て支払ったうえで3月1日までに実績報告書兼請求書の提出が必要です。



書類を審査します。審査の中で書類等に不備が判明した場合は、再提出や追加提出をお願いすることがあります。その場合は個別に連絡します。

審査終了後に補助金の確定通知書を発行します。(概ね2週間程度でご自宅へ郵送します。)



確定した補助金額をご指定の口座に振り込みます。(概ね1か月程度かかります。)

【7. 必要書類の取得先や注意事項について】

(1) 補助金の交付申請時に必要な書類

(全員が提出)

必要書類	長岡市取得先	注意事項
① 長岡市結婚新生活支援補助金交付申請書 (様式第1号)	長岡市ホームページまたは 政策企画課定住促進室(アオーレ長岡東棟1階総合窓口で お渡しします)	記載例を参考に記入してください。
② 婚姻届受理証明書 または 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・アオーレ長岡証明書発行窓口 (アオーレ長岡東棟1階) ・西サービスセンター (リバーサイド千秋1階) ・各支所 地域振興市民生活課 	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届受理証明書は、届出を受理した市区町村でしか交付できません。 ・戸籍謄本は本籍のある市区町村で交付を受けてください。 ・コピーではなく窓口で交付されたものを提出してください。
③ 夫婦の住民票の写し		<ul style="list-style-type: none"> ・「続柄」が記載されたものを提出してください。 ・発行年月日が3か月以内のものを提出してください。 ・コピーではなく窓口で交付されたものを提出してください。
④ 夫婦の所得証明書		<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度(令和7年分)の証明書を取得してください。 ・令和8年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で取得できます。 ・所得未申告で所得証明書が発行できない場合は、申告を行ってから証明書を発行してもらってください。
⑤ 市税の未納がない証明		<ul style="list-style-type: none"> ・発行年月日が3か月以内のものを提出してください。
⑥ 同意書兼誓約書 (様式第2号)		<ul style="list-style-type: none"> ・同意・誓約事項を確認、チェックのうえ署名してください。 ・虚偽又は不正があった場合は本補助金を返還していただきます。

※ ②(戸籍謄本のみ)、③、④はマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで証明が取得できます。

(該当者のみ)

必要書類	取得先	注意事項
貸与型奨学金の返済額が 確認できる書類	奨学金を借りている機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦に貸与型奨学金の返済額がある場合に所得額から控除できます。夫婦の所得額の合計が500万円未満の方は提出の必要はありません。 ・令和7年(2025年)分の返済額が確認できる返還証明書などを提出してください。

(対象経費に関する書類)

対象経費	必要書類	注意事項
住居費 (賃貸の場合)	・住宅の賃貸借契約書の写し ・住宅手当支給証明書 (様式第3号)	・住宅の賃貸借契約は、契約締結日、金額、賃料、共益費、礼金、仲介手数料等、借主・貸主双方の捺印があるものが 必要です。 ・初期費用(敷金、礼金、仲介手数料等)について契約書に 記載がない場合は、重要事項説明書等初期費用分の金額 がわかる書類の写しを添付してください。 ・住宅手当支給証明書は勤務先など給与支払者に発行を依 頼してください。夫婦がともに給与所得者の場合は、双方 の証明書が必要です。 ・住宅手当を受けていない場合も提出が必要です。
住居費 (購入の場合)	住宅の売買契約書または工事 請負契約書の写し	・住宅の売買契約書または工事請負契約書の写しには、契 約日、金額、売主・買主双方の捺印があるものが必要で す。
住宅のリフォー ム費用	住宅の工事請負契約書の写し	・契約日、金額、売主・買主双方の捺印があるものが必要で す。
引越費用	引越費用にかかる見積書	・引越費用の内訳がわかるものが 必要です。

(2)補助金の実績報告時に必要な書類

(全員が提出)

必要書類	注意事項
長岡市結婚新生活支援補助金実績報告書兼請 求書(様式第8号)	記載例を参考に記入してください。
通帳の写しまたは振込先口座の分かるもの	申請者のものを提出してください。
結婚新生活支援事業に関するアンケート	夫婦どちらかがアンケートにご協力ください。
講座の受講に関する書類	6ページの「8. 実績報告時まで」に受講等する必要がある講 座等について」を確認のうえ、いずれかの必要書類を提出し てください。

(対象経費に関する書類)

対象経費	必要書類	注意事項
住居費 (賃貸の場合)	賃貸等領収書の写し	支払者の氏名、金額、支払いの内容(賃料、共益費、敷金、 礼金、仲介手数料の総額と内訳)、受領日(支払日)、支払先 が確認できるもの
住居費 (購入の場合)	住宅取得にかかる領収書の写 し	支払者の氏名、金額、支払いの内容、受領日(支払日)、支 払先が確認できるもの
住宅のリフォー ム費用	住宅リフォームにかかる経費の 領収書の写し	
引越費用	引越費用の領収書の写し	

【8. 実績報告時まで受講等する必要がある講座等について】

実績報告書兼請求書の提出までに、夫婦ともに下記の講座等のうちいずれかを受講等すること

対象講座等	必要書類
新潟県福祉保健部こども家庭課 「にいがたライフデザイン」 https://niigata-lifedesign.com/ 	・左記のページで作成したライフデザインマップを印刷したもの
国立研究開発法人国立成育医療研究センター 「プレコンセプションケア啓発動画 2022」 https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/preconception/ 	・実績報告書兼請求書(様式第8号)の「5.感想」を記入
医療機関への妊娠・出産に関する相談	・医療機関が発行する領収書や診療明細の写し
新潟県福祉保健部こども家庭課「はじめての共家事・共育児講座」 https://youtu.be/7csITl6xA0s 	・実績報告書兼請求書(様式第8号)の「5.感想」を記入

【問合せ・申請書提出先】

長岡市 地方創生推進部 政策企画課 定住促進室
 (長岡市大手通1-4-10 アオーレ長岡 東棟3階)

※申請時は、アオーレ長岡東棟1階の「総合窓口」にお声がけください。

電話:0258-39-6300 E-mail:na-ijuteiju@city.nagaoka.lg.jp